

# 埼玉県営和光樹林公園・新座緑道 公園内行為許可申請について

一般利用ではないご利用（公園ルール範囲ではできない利用）や場所を占領するような利用、イベント催し、営業行為、撮影利用（少人数での個人撮影を除く）などの利用をする場合は、予め打合せしたうえで申請いただく必要があります。全てのご相談に対し許可できるわけではありませんので、ご了承ください。

| 項目 | 利用の種類                           | 例                                  | 利用料金（埼玉県民料金）<br>※項目 6 を除き、県外の方は 1.5 倍                       |          |
|----|---------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------|
| 1  | 物品の販売、その他の<br>営業行為（興行を除く）       | 教室開催、運動クラブ、企業活動、<br>販売を伴うイベント、マルシェ | 1㎡あたり 4 時間未満                                                | 7 円      |
|    |                                 |                                    | 1㎡あたり 4 時間以上                                                | 14 円     |
| 2  | 興行                              | 演芸                                 | 1㎡あたり 4 時間未満                                                | 8 円      |
|    |                                 |                                    | 1㎡あたり 4 時間以上                                                | 17 円     |
| 3  | 業として行う写真の撮影                     | 雑誌撮影、取材活動、<br>お客様を誘致した撮影           | 4 時間未満                                                      | 2,500 円  |
|    |                                 |                                    | 4 時間以上                                                      | 5,000 円  |
| 4  | 業として行う映画等の撮影                    | CM 撮影、テレビ撮影、<br>商品紹介動画等の撮影         | 4 時間未満                                                      | 14,800 円 |
|    |                                 |                                    | 4 時間以上                                                      | 29,800 円 |
| 5  | 競技会、集会、展示会、<br>博覧会、その他これらに類する催し | 運動会、会合、イベント開催                      | 1㎡あたり 4 時間未満                                                | 4 円      |
|    |                                 |                                    | 1㎡あたり 4 時間以上                                                | 8 円      |
| 6  | 入場料またはそれに類するものを<br>徴収する場合       | 参加費のかかるイベント                        | ①～③のうちいずれか高い額<br>①50,100 円 ②総収入額の 5.5%<br>③項目 1、2、5 による料金計算 |          |
| 7  | 広告物の表示                          | 掲示板の利用                             | 表示面積が<br>1㎡あたり 1 日                                          | 2,080 円  |

＊項目 1、2、3、4、5、7 は申請者が県外住所の場合、利用料金が 1.5 倍となります。

＊基本的には公園管理事務所の営業時間内（8:30～17:00）で対応しております。

＊一般来園者に影響が出る可能性のある場合、安全上の懸念がある場合等には許可条件を設けることがございます。

＊利用料金の計算について

< 100 円に満たない場合 >

100 円となります。

< 100 円以上 1 万円未満の場合 >

10 円未満を切り捨てた額となります。

< 1 万円以上の場合 >

100 円未満を切り捨てた額となります。

< 面積が 1㎡未満の場合や 1㎡未満の端数 > その面積、もしくは端数を 1㎡として計算します。

＊電気、ガス、水道、下水道を使用する場合や、特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収します。また、利用が許可できない場合もあります。

## 【申請の流れ】

①まずは公園担当者へ、窓口もしくは電話、メールにてご相談ください。

ご利用目的、使用機材、日時、場所や広さ、参加人数等をお伺いして、受け入れ可能か判断させていただきます。

②受け入れ可能な場合は申請書を作成、提出していただきます。書式は HP からダウンロード可能です。

③申請書ご提出後、公園担当者が許可証を発行いたします。

④許可証を受け取りましたら、ご利用場所付近に 2～5 枚程度のお知らせを掲示していただきます。他の公園利用者に対し、その場所を利用することを事前にお知らせするためのものです。お知らせの見本書式は HP からダウンロード可能です。

⑤当日は公園管理事務所にて受付・支払を済ませてからご利用ください。お釣りがないようにご準備ください。

キャンセルの場合は当日ご利用時間前までにご連絡いただければキャンセル料は発生しません。

※申請書をお送りいただいただけではご利用いただけません。許可証を発行した場合のみ有効となります。

円滑な申請処理をおこなうためには、申請前にご相談のご連絡をお願いいたします。